

官業民営化等WGヒアリング調査票 (給付、徴収業務)

(所管省庁名：厚生労働省)

1. 名称	生活保護の決定・実施
2. 根拠法令	生活保護法
3. 実施主体	都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長
4. 従事者数	11,408人 (全国のケースワーカー配置数 :平成 15年度)
5. 予算額	国庫負担額(3/4) (平成 16年度) 1,748,858百万円 国と地方合計の保護費支給実績(4/4) (平成 15年度) 2,422,226百万円 (見
6. 事業の内容	別紙 1参照
7. 民間移管の 具体的内容	<p>医療扶助のレセプト点検については、多くの地方自治体が民間事業者等に委託している。</p> <p>また、面接相談員による面接相談、就労相談員 (ハローワークOB等)による就労指導について、既に地方自治体において非常勤職員を活用しているところ。</p> <p>なお、生活保護費の支払事務についても、金融機関等に対する委託を実施しているところ。</p>
8. 更なる民間開放 についての見解	別紙 2参照

生活保護制度の概要

1 目的

生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ること。

2 対象者

資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者。

各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。

困窮に至った理由を問わない。

3 保護の内容

保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成。

医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付が原則。それ以外は金銭給付が原則。

各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障。扶助の基準は、厚生労働大臣が設定。

(平成16年度生活扶助基準の例)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	162,170円	125,690円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、9歳、3歳)	183,750円	144,590円

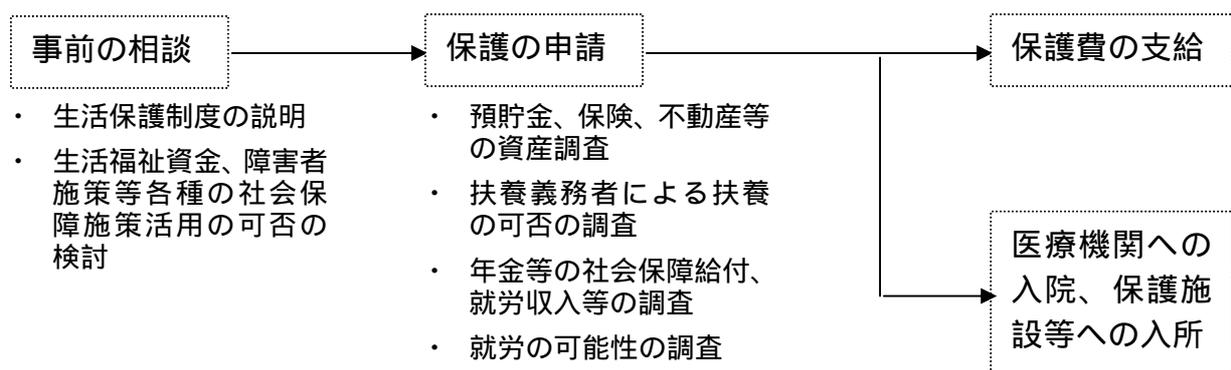
母子加算含む。

4 保護の実施機関

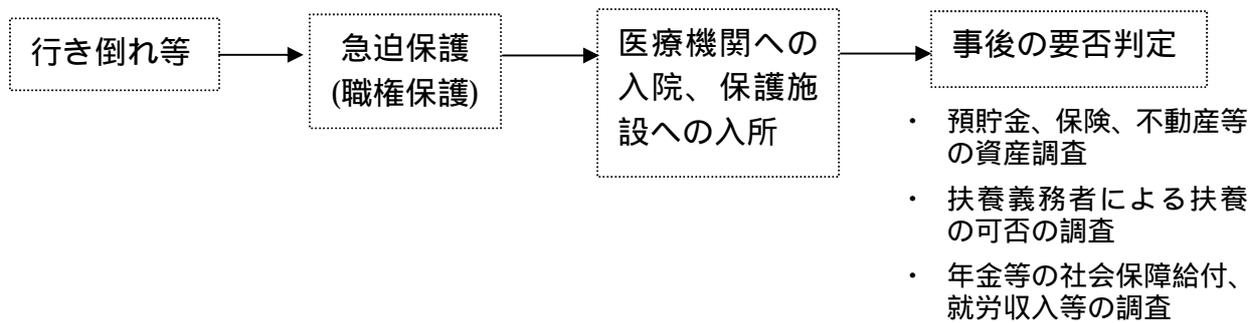
都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

5 保護受給に至る手続

申請による場合



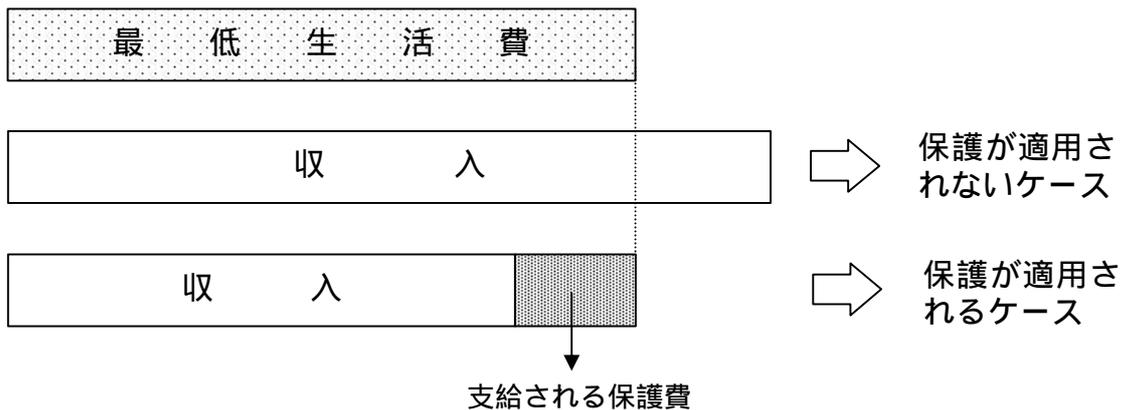
職権による場合



6 保護の要否の判定と支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。

収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。



収入としては、上記のほか預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に、初めて保護適用となる。

7 保護適用後の調査及び指導

世帯の実態に応じ、年2～12回の訪問調査。

収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施。

就労の可能性のある者への就労指導。

1．生活保護に関する国等の事務の実施主体、内容および流れについてご教示願いたい。この流れの中で、どの部分でいかなる主体が行政処分を行うのか、併せてご教示願いたい。

別紙 3 参照

2．生活保護の決定・実施に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

生活保護法第 19 条第 1 項において、保護の決定・実施については、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が行うものと規定されており、その事務の委任については、同条第 4 項において、保護の実施機関の管理に属する行政庁（社会福祉法第 14 条の規定により設置される福祉事務所が想定されている。）に限ると規定されている。

社会福祉法第 15 条において、福祉事務所に置かれる現業員（ケースワーカー）の業務が規定され、現業員は社会福祉主事でないこととされている。また、同法 19 条により、社会福祉主事は「吏員」でないこととされていることから、現業員についても「吏員」でないものである。

また、生活保護法第 21 条の規定により、社会福祉主事は、生活保護法の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとされている。

生活保護法 28 条の要保護者への立入調査、同法 44 条の保護施設への立入検査及び同法 54 条の指定医療機関への立入検査については、ともに「吏員」に行わせることができるとされている。

これらの規定は、

生活保護の決定・実施は、地域住民の福祉の増進を担い、給付費用の 4 分の 1 を負担する実施機関又はその管理に属する行政庁が行うべきであること

生活保護等の事務を実施するため、地域住民の福祉の増進を担い、給付費用の 4 分の 1 を負担する地方自治体に、担当の職員を現業員として配置する必要があること

立入調査の権限については、要保護者の同意がなくても、要保護者の居住の場所に立ち入り、資産状況、健康状況等を調査することができるものであり、プライバシー侵害の度合い及び権利の制限度合いが大きいと、地方自治体の職員に限定すべきであること（要保護者の同意等があり、強制にわたらない家庭訪問等については、民間委託が可能であると考えられる。）

といった理由から設けられており、合理的な理由があるものとする。

なお、中間取りまとめにおいて、既に民間開放されている事例として市街地再開発組合による建築物への立入調査が挙げられているが、当該立入については土地等の測量という外形的調査に付随する範囲で行われるものであり、被保護者の生活状況や資産状況等を調査する生活保護法の立入調査と比してプライバシー侵害の度合いが低いものと思料される。

3．生活保護の決定・実施については、中立性・公平性確保の観点から、なんらかの基準に基づき給付の決定・実施がなされるものと思料するところ、かかる基準に基づくものであれば裁量の余地はなく、民間による実施も可能であると考えているが、貴省の見解を伺いたい。

生活保護の決定・実施については、生活保護法、関係法令及び厚生労働大臣が定める基準（告示）並びに国から地方自治体に示している実施要領（処理基準）に基づき、保護の実施機関（都道府県・市）又はその設置する福祉事務所において行われている。

また、生活保護行政は、保護費の額については一律の基準が設けられているものの、その実施に当たっては、

他の社会保障制度の活用、親族からの扶養等により生活が維持できる場合には、給付に先立って相談、助言等を行う

自立助長をも目的とすることから、保護受給中においても職員による生活指導・就労指導等が行われる

生活の維持や自立助長のため、必要に応じて指導・指示を行い、それに従わない場合には給付の停廃止を行うことができる

急迫した事由がある場合には、保護の要件にかかわらず、必要な保護を行うことができる

制度であり、機械的に決定され得る単純な給付行政ではない。

こうしたことから、生活保護行政における給付の決定・実施は、あらかじめ定められた基準に基づき行われるだけでなく、申請者や被保護者の状況や地域の実情に応じて、保護の実施機関（都道府県・市）の判断により行われることがある。これは、地域住民の福祉の増進を担う立場、給付費用の4分の1を負担する立場等の責任において行われるものである。

したがって、保護の実施機関の名又はその管理に属する行政庁（福祉事務所）の長の名において生活保護の決定・実施が行われるものであり、生活保護の決定・実施の全てを民間委託する（保護の決定・実施の処分権者を民間事業者等とする）ことはできない。

しかしながら、これまで保護の実施機関は、保護の決定・実施に必要な事務の一部について、非常勤職員の活用や民間委託を行ってきたところであり、また今後、生活保護制度の見直しにおいて自立支援の取組を充実させていく上で、より一層非常勤職員の活用や地域の社会福祉法人等民間団体との連携、協力を進めていく考えである。

4．給付要件に該当するかどうかについては、本人の就労の可能性や就労に向けた自助努力等を勘案して決定されるものとのことであるが、かかる要素を勘案するに際し、官と民とで判断基準に差があるとは考えられず、必ずしも官が行う必要はないと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

上述のとおり、生活保護行政は機械的に決定され得る単純な給付行政ではなく、あらかじめ定められた基準に基づき給付の決定・実施が行われるだけでなく、申請者や被保護者の状況や地域の実情に応じて、保護の実施機関（都道府県・市）の判断により、地域住民の福祉の増進を担う立場、給付費用の4分の1を負担する立場等の責任において、生活保護の決定・実施が行われるものであること、また就労可能性の判断に当たっては公共職業安定所等関係行政機関との密接な連携が必要であることなどから、本人の就労の可能性や就労に向けた自助努力等を勘案して決定する判断の全てを民間委託することは困難である。

5．生活保護事務の一環としての相談、助言については、官のみにそのノウハウがある性質のものであるとは考えられず、また、相談、助言に際しての本人のプライバシー保護についても適切な措置を講ずることにより官と民とで差が生じることはないと考えますが、かかる分野において官が実施しなければならない理由はなにか、貴省の見解を伺いたい。

3．に述べたとおり、保護の決定・実施に必要な事務の一部について、非常勤職員の活用や民間委託を行ってきており、さらに今後自立支援の取組の充実に当たって、より一層非常勤職員の活用や地域の社会福祉法人等の民間団体との連携、協力を進めていく考えであって、相談、助言に際してその全てを官が実施しなければならないとは考えていない。

6．生活保護を他の社会政策と連携して機動的に活用できないか。例えば、介護保険改革で特別養護老人ホームのホテルコストを入居者に負担させる際に、低所得者層に対しては、その分だけ生活保護費として支給することができれば、社会保険と生活保護との適正な役割分担が可能となるのではないか。例えば、そうした単給の住居費支給の判断を、一定の基準の下で、介護施設の責任者に委ねることはできないか。

生活保護制度は、資産、能力その他あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対して、その不足分に限って補うものである。こうしたことから、資産、能力その他あらゆるものを活用しても、一定のホテルコストを含めて最低限度の生活を営めない者に対して生活保護を適用することは考えられるものの、所得が一定以下であっても資産等を十分に活用していない層に対して、生活保護を適用することはできない。

また、ホテルコストについて生活保護制度においてのみ対応することは、あらゆる資産を活用しなければサービスを受けられなくなること、生活保護を適用するための資産調査や扶養調査を行うコストが発生すること、対象者に資産調査や扶養調査を行うことによる精神的負担があること等を考慮すると適当ではなく、介護保険制度において一定の配慮を行うことが必要であると考えます。

なお、生活保護の要否判定や程度の決定は、扶助別ではなく最低生活費を一体とみて行うものであり、ホテルコストに対してのみ住宅扶助を単給することはできない仕組みとなっている。

さらに、上述のとおり、生活保護の決定・実施は、地域住民の福祉の増進を担い、給付費用の4分の1を負担する実施機関の名において実施すべきであり、介護施設の責任者が行うことは考えられない。

7. 生活保護給付の対象となる人員は、毎年どの程度いるのか。また、給付額は、過去5年間、各年どの程度になっているか

年度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
被保護者数(千人)	1,004	1,072	1,148	1,243	1,344
国・地方合計の保護費支給実績(百万円)	1,826,851	1,939,283	2,077,165	2,218,138	2,422,226

被保護者数については、福祉行政報告例。ただし、平成15年度は速報値。
保護費支給実績については、保護課調べ。ただし、平成15年度の数値は見込み。

8. 本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

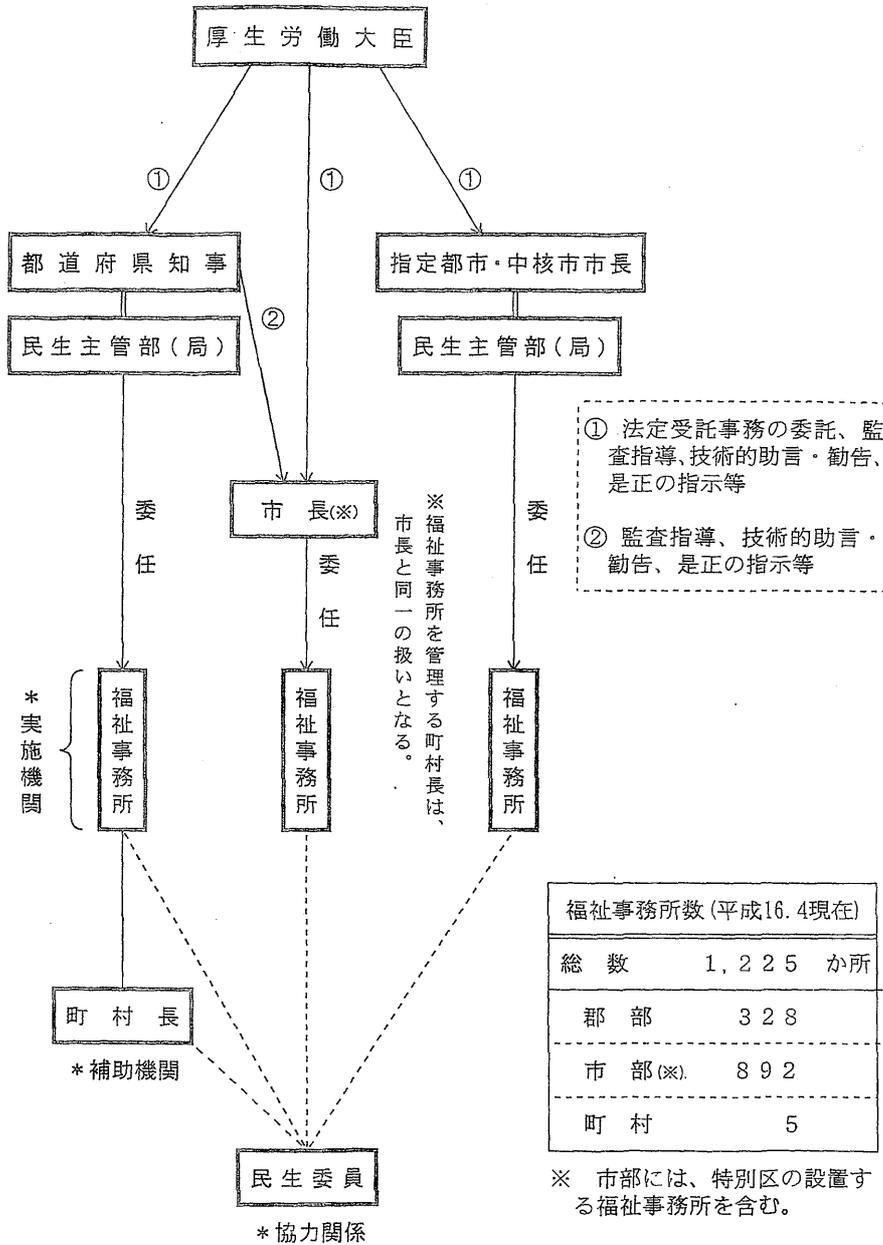
全国の生活保護担当職員(ケースワーカー)の配置状況
(a) 約11,400人(平成15年度:指導監査室調べ)

地方団体職員の平均給与月額
(b) 約450,000円(平成15年度:総務省調べ)

人件費総額
(a) × (b) = 約5,130百万円(/月)

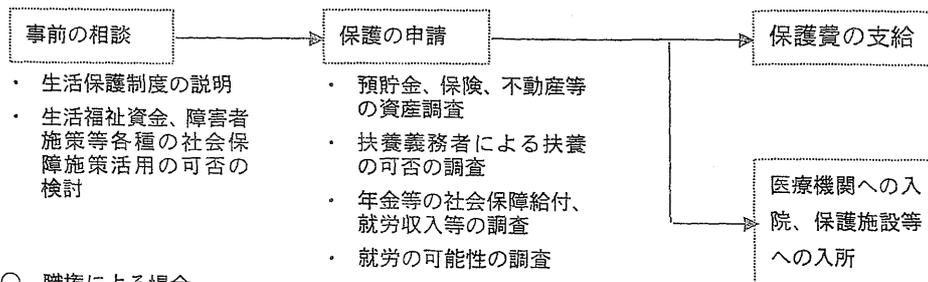
生活保護の実施体制及び受給に至る手続きの流れ

1 生活保護の実施体制



2 受給に至る手続

○ 申請による場合



○ 職権による場合

